

**障害者自立支援法に
基づく利用者負担免除
申請棄却処分取消請求
事件**(滋賀県の裁判の中で
原告に対する反論書)
○以下の国の反論については福岡
地裁で提出されている反論内容と
同じです。

原告の主張に対する反論

法が日本国憲法に違反する
ものでないこと

(1) 憲法25条に違反するも
のではないこと。

ア 原告らの主張

原告らは、「支援法の応益負担制度は、障害者が生きていく、生きているという当たり前の権利を侵害するものであり、障害者の国民としての権利行使が侵害されており、『合理的理由のない不当な差別的取扱をし』『個人の尊厳を毀損するような内容の定めを設けて』いるといえるものである

って、それは立法裁量や行政裁量を論ずる以前の問題といえるほどの『著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用』があるものであり、その立法及び処分は、憲法第25条に違反するものであり「このような趣旨から障害者が社会における自立した普通の生活を送るために、支援法による福祉施策を利用するについて応益負担を課することは障害者が生きていく、生きているという当たり前の権利を侵害するものとして憲法第25条、14条に違反する」と主張する(訴状61、62ページ)。

イ 被告らの反論

(ア) 社会保障法制に関する立法府の裁量は広範であること。
法は、その1条にも規定するとおり「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる

よう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図る」ことを目的とした社会保障給付に関する法律である。

そして憲法25条はいわゆる福祉国家の理念に基づき、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るよう国政を運営すべきこと(1項)並びに社会的立法及び社会的施設の創造拡充に努力すべきこと(2項)を国の責務として宣言したものであるが同条1項は、国が個々の国民に対して具体的・現実的にこのような義務を有することを規定したのではなく、同条2項によって国の責務であるとされている社会的立法及び社会的施設の創造拡充により個々の具体的・現実的な生活権が設定充実されることを予定した規定と解すべきであ

る。

同条の規定の趣旨を現実の立法として具体化するに当たってはその時々における文化の発達程度、経済的・社会的条件、一般的国民生活の状況、国の財政事情等無視することができず、また多方面にわたる複雑多様なしかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とする。

そのため憲法25条の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるを得ないような場合を除き、違憲違法となることはないといふべきである(最高裁昭和57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235ページ参照)。
(イ) 法における利用者負担の

制度は、立法院の裁量を何ら逸脱・濫用するものではないこと。

前記のとおり、法はその目的を達するために必要なサービスの内容を規定し(第5条)、当該サービスを利用する障害者に対してサービスに要した費用の一定割合を支給することにより、法1条の目的を達しようとする社会保障給付に関する法律であるところ、同法における利用者負担の考え方は次のとおりである。

すなわち、法施行前のサービスの利用に係る自己負担については、

① 支援費制度において在宅サービス等の利用者が急増し財政的な対応が困難な状況にあったにもかかわらず引き続き必要なサービスの量が予想される状況にあったこと。

【前記第1の2(3)ア】

② 身体、知的、精神の3障害

間で給付、負担に関する仕組みの整合性が十分にはとれておらず、今回、3障害を統合するに当たって基本的な見直しが必要とされたこと。【前記第1の2(2)】

③ 地域で生活する者(居宅事業利用者と通所による施設利用者)と入所施設利用者との負担の公平が十分に図られていないこと。

④ 年金で支給される生活費と施設等から提供される食費等とが制度上、二重給付となっていること。

等の問題があったため、障害者制度の「普遍性」「公平性」「効率性」の観点から、利用者負担という点を含めて見直しが行われたものである。

そこで、法における利用者負担の制度は、

① 国家財政又は地方財政の状況や他の社会保障制度との整合性を勘案する必要がある

こと。

② 増大する福祉サービス等の費用を皆で支え合う仕組みを強化するため、国の在宅サービスのにかかる費用負担を義務化するとともに、利用者も利用したサービスの量や所得に応じた負担を負担することとし、また、サービス利用の適正化を図る観点からもサービスを利用する障害者からの一定の費用の負担を求める仕組みとすることが必要であり、それが他の社会保障制度との整合性との上でも適切であること等を勘案した上で、他の社会保障制度との整合性を考慮して、サービスに要した費用のうち100分の10の定率負担を原則としつつも法令において、低所得者に対する配慮から障害者等の家計に与える影響を斟酌(事情をくみ取る)して利用者負担上限月額を設定し、生活保護受給世

帯に属する者については、これを0円とすることなどにより負担額が家計に過大な負担を与えることがないように、低所得者への配慮も十分されたものとなっているのである。

このように、法における利用者負担の制度は、障害者の福祉に要する費用を広く国民全体で分かち合うという観点から各サービスにかかる費用の9割以上を公費で負担する。

一方で、所得に応じて最大でも1割までを利用者の負担としながらも低所得者等に配慮して、所得に応じたきめ細やかな負担軽減措置も、とられているものである。このような法における利用者負担の制度が社会保障給付に関する立法について立法院に与えられた裁量を何ら逸脱・濫用するものでないことは明らかである。(検証の上、再反論を寄せた下り。事務局) つづく